



答 申 第 1 号
令和 7 年 4 月 1 6 日

田布施町長 東 浩二 様

田布施町情報公開・個人情報保護審査会
会長 藪本 知二



答申書の送付について

令和 6 年 1 2 月 3 日付け田総発第 3 2 6 号にて諮問のあったことについて、別添のと
おり回答します。

諮問庁：田布施町長

諮問日：令和6年12月 3日（田総発第326号）

答申日：令和7年 4月16日

答申書

第1 審査会の結論

令和6年10月25日付の行政文書開示請求書における開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象文書である「副町長が1次及び2次評価者として関与した令和4年度及び令和5年度の職員の個人目標管理シート」（以下「本件対象文書」という。）の「目標以外の成果」欄のうち、職員本人記載部分を除き開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件開示請求に対して、本件対象文書のうち「目標以外の成果」欄の記載内容及び評価結果を開示しない決定（田総発第283号令和6年11月7日付。以下「原処分」という。）を取り消し、本件対象文書のうち「目標以外の成果」欄の記載内容及び評価結果の部分を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

本件対象文書のうち「目標以外の成果」欄の記載内容及び評価結果は、町長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が本件非開示決定の根拠とした、田布施町情報公開条例（以下、「情報公開条例」という。）第10条第1号及び第5号カには該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

審査請求人は、令和6年10月25日付け（同日受付）で処分庁に対して本件対象文書のうち「目標以外の成果」欄の開示請求を行った。これに対して、処分庁は、令和6年11月7日付け田総発第283号により本件非開示決定をしたところ、審査請求人は、これを不服として令和6年11月20日付け（同日受付）で本件審査請求を行った。

2 諮問庁の主張

本件対象文書の「目標以外の成果」欄の記載内容及び評価結果の部分を条例第10条第1号及び同条第5号カに該当するとして非開示とした原処分は妥当である。

3 諮問庁の考え方

本件対象文書の「目標以外の成果」欄の記載内容及び評価結果の記述は、職員が

比較的狭い人間関係の中で生活及び仕事をしていることからすれば、その記述内容により記述者が特定される可能性があり、条例第10条第1号の非開示情報に該当する。また、本件対象文書の「目標以外の成果」欄は、人事管理に係るものであり、公正かつ円滑な人事の確保及び町と職員との信頼関係に支障をきたすおそれがあることから、条例第10条第5号カに該当する非開示情報である。

4 結論

上記により、本件非開示決定は妥当である。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり審議を行った。

令和6年12月 3日	諮問庁より諮問書を収受、諮問の受理
令和6年12月20日	審議
令和7年 1月24日	審議
令和7年 2月18日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 個人目標管理シートについて

個人目標管理シートは、職員の1年度における職員個人によるその担当業務の目標設定及び目標の達成基準並びに自己及び評価者による目標の達成度評価によって構成され、その評価結果を給与に反映させるとともに人事の参考情報としている。

2 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の「目標以外の成果」欄は、条例第10条第1号及び同条第5号カに該当するとして、非開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、条例第10条第1号及び同条第5号カに該当しないとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下に本件対象文書の「目標以外の成果」欄の非開示情報該当性について検討する。

3 本件対象文書の「目標以外の成果」欄の非開示情報該当性について

条例第10条は、実施機関は、原則として、行政文書の開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に非開示情報（同条第1号から第5号まで）が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないと規定している。本事件においては、諮問庁は、本件対象文書の「目標以外の成果」欄の記述が条例第10条第1号及び同条第5号カに該当するとして、原処分の維持を主張している。諮問庁の主張を以下に検討する。

(1) 条例第10条第1号の非開示情報該当性について

条例は、その第10条第1号本文で、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報としている。つまり、個人の権利利益の保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、非開示とするものである。比較的狭い人間関係の中で生活・仕事を行っている田布施町職員にとっては、当該対象文書の「目標以外の成果」欄の記載内容から同欄に記載した職員個人が特定される虞がある。したがって、本件対象文書のうち「目標以外の成果」欄の記載内容及び評価結果に含まれる情報は、条例第10条第1号本文の規定する非開示情報に該当すると思料する。

しかしながら、当該個人の利益保護の観点から非開示とする必要のない情報及び保護利益を考慮しても開示する必要性のある情報については、非開示情報から除外されるとしている。第10条第1号ただし書ウは、この除外例を規定している。すなわち、当該個人が公務員等である場合において、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、原則に戻って非開示とはしないとしているのである。

(ア)「当該個人が公務員等である場合において」の公務員には、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、田布施町職員が該当する。

(イ)「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」の「職務の遂行に係る情報」とは、地方公務員としてその担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報であると解されるので、職員の人事管理のために保有する情報のうち、例えば、職員の給与、昇給、異動などに関する情報は「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

(ウ) 個人目標管理シートは、第5の上記1でみたとおり、田布施町職員の給与に反映させるものであり、人事異動の参考資料となるものであることから、個人目標管理シートのうち「目標以外の成果の欄」の記載内容の部分は、職員の人事管理のために保有する情報を含むので、条例第10条第1号ウに規定する「職務の遂行に係る情報」に当たらない。

(2) 条例第10条第5号の非開示情報該当性について

(ア) 条例は、その第10条第5号で、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報としている。なかでも、地方公共団体を含む各機関共通してみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼす虞があると容易に想定される典型的なものを「次に掲げるおそれ」としてアからキまで例示的に掲げている。

(イ) 本事件に関わるのは、条例第10条第5号カ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になる虞があるものがあり、例えば、職員の給与、昇格、人事異動等の情報がある。個人目標管理シートは、「第5 審査会の判断の理由」の上記1でみたとおり、田布施町職員の給与に反映させるものであり、人事異動の参考資料となるものであることから、個人目標管理シートのうち「目標以外の成果の欄」の記載内容及び評価結果の部分は、条例第10条第5号カの規定する情報であると解することができる。

4 部分開示の妥当性について

したがって、原処分は妥当であると判断することもできる。

しかしながら、条例第10条は、行政文書の開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとして、当該行政文書を開示することが原則であると規定している。当該行政文書に「非開示情報が記録されている部分」があっても、その「部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない。」(第11条)と規定して、当該行政文書を全部開示することができない場合でも、非開示情報の部分を除いて部分開示することが実施機関に義務づけられている。

本事件についてみると、当該対象文書の「目標以外の成果」欄は、人事評価の被評価者である職員によって記載された被評価者の目標に関する部分と評価者によって記載された評価の部分とから構成されている。これらのうち前者の部分を除けば、上記3で示した条例第10条第1号及び第5号カの非開示情報に該当しないと判断する。したがって、後者の部分、すなわち、個人目標管理シートを職務として取り扱う立場にある評価者の職名及び評価に関する記載の部分を開示すべきと判断する。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 委員

藪本 知二、田中 孝道、塩田 和子、山根 和美（2月18日欠席）、立部 文崇